

タイトル 現代社会における少年法の矛盾

近年では新聞やニュース番組などで少年犯罪を取り上げる機会が多くなった気がする。そして、それらの中には驚くほど凶悪な犯罪が行われている例もあるので、大変衝撃を受ける。しかも、それらを行っているのは私の年齢に近い人だと思えば一層恐怖を感じる。社会に大きな衝撃を与えるほどの凶悪な犯罪が行われるたびに、今の少年法のあり方についての議論がなされたり、実際に法律の改正が行われてきた。これらは少年犯罪を未然に防止するためには必要なことかもしれない。しかし、少年法の適用年齢の引き下げや保護主義を否定して厳罰化することは正しいことなのだろうか。以下、私の考えを述べていきたい。

「最近少年犯罪が増加しているので少年法の厳罰化が必要だ」このような感覚を持つ人は多いかもしれない。しかし、法務省の「平成26年犯罪白書」によると、平成26年の非行少年等の検挙人数は79,499人で平成17年と比較すると、約4割まで減少している。これには少子化も少なからず影響しているかもしれないが、それにしても少年犯罪が増加していると感じる人が多くなっているのには、高齢者を狙った詐欺、殺人事件、陰湿ないじめといった社会的に大きな衝撃を与える事件が起きるたびに、マスコミが大きく報道するので、社会全体がそれを厳しく受け止めていることが理由なのかもしれない。

社会の受け止め方と実際の少年犯罪数にずれはあるが、少年犯罪は今、確実に減少傾向にある。では、その要因として少年法の厳罰化を挙げることができるのだろうか。

1997年に起きた連続児童殺傷事件をきっかけに少年法は厳罰化の方向に改正された。2001年に刑罰の対象年齢が16歳以上から14歳未満に引き下げられたことを皮切りに、2014年には有期刑の上限が15年から20年に引き上げられる等の改正が行われ、犯罪を犯した少年をより厳しい罰に処すことができるようになった。

それとほぼ同時期に、それまで20万人前後で横ばい状態であった少年刑法犯の検挙人数が減りはじめ、2001年と現在を比較すると約4割にまで検挙人数は減少している。経済状況や社会状況の変化など、少年犯罪の件数に影響を与える原因は他にも考えられるが、少年法が改正されたタイミングで少年犯罪数が大きく減少し始めていることから、この改正が主な原因となっていると推測される。厳罰を恐れて罪を犯さなくなったと考えるのが妥当だと思うからだ。しかし、私はたとえ少年犯罪の抑止力として効果があったとしても、その厳罰化を疑問視する。

そもそも少年法というものは、その第1条に「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする」と記されている通り、非行少年が大人になった時に犯罪者にならないように成長、発達を支援する法だ。だから、重い罰を与えることはこの理念に矛盾するものである。日本が1994年に批准した「児童の権利に関する条約」の第40条にも「(犯罪を犯した)児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うこととなるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を有する」とあるように、大切な事は少年に非行をしなくなるよう反省させ、そのための教育を受けさせることであると思う。そのために、少年の生活や少年の気持ちに寄り添い、未然に非行を防ぐ行動が社会に必要なのだ。

非行少年が再び非行や犯罪を行うことがないように教育するのが少年法において一番大切なことである。しかし、平成26年の警察庁生活安全局少年課の「少年非行情勢」によると、少年犯罪の再犯率は平成10年から17年連続で上昇している。これは犯罪を犯した少年に対する矯正教育が不十分であったり、審判後、支援が必要な少年に十分な支援ができていないことが原因だと考えられる。

確かに、軽はずみな気持ちで犯罪を犯していた少年たちは少年法が厳罰化されたことによって罰をおそれて犯罪を犯さなくなり、少年犯罪数自体は減少した。しかし、悪い家庭環境や友人環境の影響を受け、本当に支援を必要とする少年たち、正しいことを教えられなければならない少年たちには、少年法の厳罰化が抑止力として働かず、社会復帰後も再び非行を続けるという悪循環が続いているといえるのではないだろうか。

厳罰化によって、検察官送致された少年は、大人と同じく地方裁判所などで刑事裁判を受け、罪によっては少年刑務所に送られる。少年刑務所は少年院と違い、刑罰を与えるために収容する施設だ。そこでは多くの時間が刑務作業に費やされ、教育は月2回の機会を除くと、あとは必要に応じて行われる程度である。それでは十分な矯正教育を受けることが出来ずに、自分が何を間違えていたのかを悟ることが難しくなる。罪を理解せず、反省しないまま社会復帰してしまうと、また罪を犯してしまうかもしれない。そういったことを繰り返さないためには、少年には刑務作業等をさせるのではなく、少年院で矯正教育を十分に与えることが最も重要なことなのではないかと私は考える。

最後に少年犯罪の実名報道について考えたい。最近、少年犯罪が起こると週刊誌で実名報道されることが多くなっている。ソーシャル・ネットワーキング・サービスを使って発信された加害少年の個

個人情報、不特定多数の人に拡散し、世界中の人が知ることができてしまう。少年法では加害少年であってもプライバシーは守られなければならないのに、これでは全く法の意味をなしていない。こういった事の背景には、加害少年を許すことが出来ないという個人の正義感があるのかもしれない。だがこれは個人的な理由でおこなっているものなので私刑と同じことであろう。私刑は日本国憲法 31 条「適正手続きの保証」に反する行為であり許されない。さらに個人情報が多くの人に知れ渡ってしまうと加害少年の家族までもが世間の非難にさらされてしまう。また、インターネット上に流れた情報を完全に削除するのはほぼ不可能であり、これにより加害少年の個人情報は永遠に消えるとはないため、社会復帰をより難しくさせてしまうこととなり、少年法の精神に反する。そういった自分勝手な正義感で個人情報を晒すのではなく、物事を冷静に判断して責任のある行動をとるべきだ。

このような実名報道は少年法の理念である「保護主義」という考え方を正しく理解できていない人が社会に増えてきたからではないだろうか。そのような世論が大勢を占めてしまうと、これから実名報道は更に過熱していくかもしれないし、更なる厳罰化を望む人が増えることにもなりかねない。そうなってしまったら、非行少年の社会復帰はますます難しくなり、社会復帰後の生活も苦しくなるだろう。これを防ぐためには世間の人々に少年法の理念を正しく伝え、実名報道が非行少年の将来にどんな影響を与えるかを考える必要がある。このように、非行少年の社会復帰のための支援は社会全体の大きな課題と言えるのではないだろうか。

以上の事から私は少年法の厳罰化ではなく、十分な教育を受けさせ、社会復帰させ少年の将来を守ることが大切であると考えます。そして、その教育の中で、二度と同じ過ちを繰り返さないよう自分の行為を反省させ、被害に遭った人への謝罪の気持ちを持たせることを忘れてはいけません。間違いを犯した少年を社会全体で育て、社会復帰させるのが何よりも大切なのだという少年法の理念の理解が進み、全ての少年たちが健全に成長できる世の中を目指していかなければならない。